

論文の内容の要旨

論文題目 韓国における社会的経済の受容と展開 —経済的連帯の実践と社会変革—

氏名 李彩雲

近年、社会的経済 (Social Economy, Économie Sociale) が持続可能で社会包摂的な経済体制として注目されている。社会的経済は危機の時代ごとに再登場する (F. Moulaert and L. Ailenei 2005: 2040-1) と言われている。19世紀の欧州諸国が順次に経験した産業化と自己調節型市場経済 (self regulating market economy) (K. Polanyi 1944) の成立によってもたらされた急激な社会変動と社会不安のなかで、当時の主流派経済学に対する批判的再考察をかかげる新たな学問的潮流として社会的経済が生まれた。市場メカニズムに対するいかなる外部的干渉と調節をとりのぞくことで最適な状態がたもたれるとする古典派経済学に対して社会的経済は、市場原理によってもたらされた社会的結果、貧困と失業、社会不安と社会解体の病理現象に対する学問的対処に挑むものであった。社会的経済の基礎を築いた、C. Gideの一連の著作において、「民衆の境遇をひきあげるためになされたすべての努力」と表されているように、国家ならびに市場と区別される民間非営利領域 (the non-profit sector) の社会制度に焦点化している点に社会的経済の特徴があった。その後、20世紀に入りその学問的勢いを失っていたが、1980年代、欧州を中心に展開されたサードセクター論 (the third sector theory) と照応するかたちで社会的経済の議論が再燃している。1980年代後半以後、EU諸国を中心に再登場した社会的経済は1970年代から長引いていた経済低迷にともなって深刻化していた貧困と失業、格差と不平等の問題に対する革新的な処方箋であった。

韓国は、2007年に社会的企業育成法を、2012年に協同組合基本法を制定し社会的経済関連法制をたて続けに導入した。その積極的展開は日本でも関心を集めている。韓国において、1997年のIMF危機を境に経済成長の鈍化、失業問題の慢性化、貧困と格差のひろがり最大の問題として浮上していたことを背景に欧州発の新たな理論体系の受容がすすめられたが、それは、韓国特有の歴史社会的、社会政治的環境に強く規定されたものであった。20世紀半ばをとおして40年以上続いた軍事独裁政権期と激しい民主化闘争の経験、急激に進められた国家主導の産業化による経済の二重構造の形成と財閥資本主義の成立、IMF危機後に強行された厳しい構造改革による貧困と格差のひろがり、そして2010年代の初めに巻き起こった両極化と経済民主化の論争へとつづく歴史社会的政治社会的な環境変動のなかで韓国の社会的経済は独自の展開をみせている。

本論文は、韓国における社会的経済の受容と展開を題材に、その社会事象の詳細な描写にもとづいた実態解明にとりくむ。社会的経済現象をとりまく韓国独自の構造的環境に焦点化することで韓国社会において社会的経済が、格差是正の経済モデルとして独自の役割が付与されたことを明らかにする。さらに本論文は社会的経済独自の機能と役割に関する実証的分析にとりくむ。協同組合企業を対象におこなった質的社会調査をもとにその機能遂行の実態を明らかにする。

論文の前半では、社会的経済をとりまく歴史社会的、社会政治的環境を分析することで、韓国社会において社会的経済が格差是正の経済モデルという独自の役割が付与されるまでの社会過程を明らかにする。帝国主義による侵略と外からの近代化、その後冷戦時代の波にのまれ1950年に韓国戦争の勃発と南北の分断そして30年以上つづいた独裁政権期という厳しい現代史をかかえている韓国社会において、1997年のIMF危機と大量失業の発生は、政治的民主化の成熟をまたずにおとずれた社会的危機であった。応急的失業対策から、労働統合の手法の制度化をねらった社会的企業法の導入、その後、長引く経済低迷とひろがる格差に対する社会的不満と要求をうけたオルタナティブな経済体制の試みとして導入された協同組合基本法の制定にいたる社会過程は、社会的経済において想定される革新的な混合体制の実現に向けた模索過程であったと考えられる。こうした韓国の特殊性は、連帯の社会原理をコアとする社会運動体系として理論化されたオルタナティブ経済アプローチと照応していると考えられる。

論文の後半では、社会的経済の機能と実態に関する実証的分析をおこなう。7つの協同組合企業を対象におこなったフィールドワークから得られた1次データをもとに経済的連帯が、従属的取引関係にある経済主体の権限拡大を可能にし、より公平な経済関係を構築することを明らかにする。運動性と事業性との結合形態（内山 2008: 5）である社会的経済組織における運動的側面を、民主主義の原則、公平性の原則、連帯の原則にわけて分析する。分析の結果、商業取引の実践ないし商取引上の関係に埋め込まれた連帯の形式で

ある経済的連帯は、独自の形成と維持のメカニズムのもと実行されていることが、実証的に明らかになった。

第1章では、社会的経済論の学説検討をもとに論文の分析的フレームワークを構成する。仏日韓の社会的経済論を、3つの異なる学問的アプローチとして整理したうえで本論文がオルタナティブ経済（the alternative economy）アプローチを継承していることをしめす。第2章では、社会的経済をとりまく歴史社会的環境を分析する。20世紀半ばから後半にかけて続いた軍事独裁政権期は、民主化闘争という社会的経験をもたらした点、開発独裁体制のもと経済の二重構造が成立した点において、のちの社会的経済の展開を強く規定する構造的要因であった。官製協同組合の成立による協同組合精神の喪失、闘争的社会運動と中道の市民活動との分裂は、独裁的な社会政治体制によってもたらされた韓国的特徴であった。本章では、韓国の民間非営利領域の構成要素を、制度内の組織と制度外の組織において概観したのち、1987年の民主化宣言後における韓国サードセクターの展開を分析する。第3章ならびに第4章では、1990年代後半から2010年代の初めにかけて韓国社会において社会的経済が受容展開される社会政治過程を分析する。1997年のIMF危機以後、厳しい構造調整にともなう激しい社会変動のなか、社会的経済は、稼働能力のある貧困層をターゲットにした労働統合策として導入されたのち、不均衡な経済構造に対する社会の問題意識の高まりを背景に格差是正の経済モデルとしての役割を付与された。急がれた制度化によってもたらされた社会的企業の限界があらわになるなか、2000年代に入り、中道左派の政党をはじめ政策立案者のあいだで注目されていた社会的経済のフレームは、より公平な分配と社会正義の再定立を求める声をうけとめるかたちで協同組合基本法の導入にたどりついた。

論文の後半となる第5章では、2012年に導入された協同組合基本法にもとづいて設立運営されている協同組合法人に関するマクロデータを検討したのちケースの選定と調査枠組みの設定をおこなう。協同組合基本法によって設立運営されている組合、334組織に関するメゾレベルのデータをもとに調査対象となるケースを絞り込んだ。組織エスノグラフィー（organizational ethnography）の調査手法を参照しながら現場観察ならびにインタビュー調査を実施した。第6章では、協同組合企業の経営実態を分析する。組織の結成から現在にいたるまでの経過と変遷、重大な出来事とドラマチックな場面を中心に長いタイムスパンで分析することで、協同組合企業の強みと弱点、社会的価値を明らかにすることができた。今回、集められた7つのケースは、その業種と業態において異質的であるが、平等な権限配分と水平的な組織体系という協同組合組織の性質を共有しており、会社組織としての葛藤の反面、画期的な企業競争力をうみだす場面が確認された。第7章では、協同組合企業が果たしている独自の機能と役割を明らかにする。協同組合企業内で実践されている経済的連帯は従属的取引関係にある経済主体の権限拡大を可能にする、という機能

遂行の実態が明らかになった。社会的経済は、相互媒介的・相互融合的な社会変革の担い手である点において、政府セクターならびに営利セクターとは区別される独自の機能と役割がみとめられる。そこで本章では、社会的経済における社会変革のはたらきを、民主主義の原則、公平性の原則、連帯の原則の3つの側面から実証する。そこに「経済的連帯」という社会的経済に特有の運動様式があったという発見事実をもとに、従来の社会的経済において想定されていなかった運動と社会変革のパターンを独自に論じる。

19世紀のフランスにおいてはじめて登場した社会思想ならびに理論体系であった社会的経済は、市場原理に基盤する経済秩序のもと自然調和する社会を想定する古典派経済学に対する学問的問題提起の集大成であった。失業と貧困、不平等と格差は、自己調節型市場経済（the self-regulating market）が登場して以来、社会の維持存続を脅かす最大の脅威であった。19世紀のフランス、1970年代後半以後の西欧諸国、さらに2000年代の韓国社会において社会的経済が（再）登場したのは、市場原理主義がもたらすであろう社会的結果にむきあおうとする社会の自己防衛（self-protection of society）（K. Polanyi 1944）であった。資本主義の大きな転換期（ドルフルニ 1992=1995: 31）において社会的経済は、経済力と富の集中に歯止めをかけ資本主義経済体制に不可避免的に付随する弊害を緩和しうる第3の経済体制として、その帰趨が今後さらに注目される。